

【商品概要説明書】

(令和元年7月1日現在)

<p>商 品 名</p>	<p>無担保住宅ローン リピートプラン（無担保住宅）</p>																	
<p>ご 利 用 いただける方</p>	<p>(1)申込時年齢が満20歳以上の方 (2)安定継続した収入のある方 (3)当金庫の営業地区内に居住あるいは勤務されている方 ※当金庫の営業地域：愛媛県全域 (4)（一社）しんきん保証基金の保証が得られる方 (5)当金庫が貸付を実行して差し支えないと認めた方 (6)日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方 (7)次のいずれにも該当しない方 ①仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ②租税を滞納して督促を受けた方、または保全差押を受けた方 ③延滞債務のある方 ④手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分があった方 ⑤信用を失墜した方 ⑥制限行為能力者である方 ⑦反社会的勢力に該当する方</p> <p>【リピートプラン（無担保住宅）をご利用いただける方】 上記のほか、さらに以下の要件が必要となります。</p> <table border="1" data-bbox="491 1093 1353 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象ローン（次のいずれか）</th> <th>対象ローン条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>すべての基金保証付き個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）</td> <td rowspan="2">利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、 かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>すべての基金保証付き住宅ローン</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>基金保証付カードローン （職域サポートカードローンを含む）</td> <td>次のいずれかに該当する a.契約中</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>基金保証付カードローン《セットプラン》 ※教育カードローンは含まない</td> <td>b.新規契約する（リピートプラン（無担保住宅）の貸付実行日以前（同日も含む）に契約する）</td> </tr> </tbody> </table>		対象ローン（次のいずれか）	対象ローン条件	①	すべての基金保証付き個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）	利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、 かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内	②	すべての基金保証付き住宅ローン	③	基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン		④	基金保証付カードローン （職域サポートカードローンを含む）	次のいずれかに該当する a.契約中	⑤	基金保証付カードローン《セットプラン》 ※教育カードローンは含まない	b.新規契約する（リピートプラン（無担保住宅）の貸付実行日以前（同日も含む）に契約する）
	対象ローン（次のいずれか）	対象ローン条件																
①	すべての基金保証付き個人ローン （カーライフプランや教育プラン等）	利用状況が次のいずれかに該当する a.貸付実行日から6ヵ月以上経過し、 かつ直近の約定返済が行われている b.完済して3年以内																
②	すべての基金保証付き住宅ローン																	
③	基金以外の保証会社の保証付自動車関連ローン																	
④	基金保証付カードローン （職域サポートカードローンを含む）	次のいずれかに該当する a.契約中																
⑤	基金保証付カードローン《セットプラン》 ※教育カードローンは含まない	b.新規契約する（リピートプラン（無担保住宅）の貸付実行日以前（同日も含む）に契約する）																
<p>お使いみち</p>	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し申込人もしくは家族が所有している自宅、または家族が居住（居住予定を含む）し申込人が所有している自宅に関する次の資金 (1)自宅の購入資金、新築資金、建て替え資金、リフォーム（増改築・修繕）資金、購入等に伴う費用 ※申込時点で、支払日から3ヵ月以内のものに限り支払済資金も可。 (2)自宅の購入資金やリフォーム資金等の借換 (3)インテリア・家具等の購入資金（自宅の購入等に合わせた申込で100万円まで） (4)(1)を用途として当金庫を含む金融機関・信販会社等から借り入れたローン（無担保）の借換資金</p>																	

	(5)(1)を用途として当金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借り換えたもの（借換え直前3ヵ月の約定返済で3営業日数以上の履行延滞が1度もないものに限りです。）
ご融資金額	1,000万円以内（1万円単位）
ご融資期間	3ヵ月以上20年以内（1ヵ月単位）
ご融資利率	年2.80%（固定金利） 「無担保住宅ローン」 年2.70%（固定金利） 「リピートプラン（無担保住宅）」 原則として団体信用生命保険にご加入いただきます （一般団信、3大疾病、3大疾病・就業不能保障） ※保険料は当金庫の負担とさせていただきます 但し、3大疾病、3大疾病・就業不能保障加入ご希望の場合は 金利+年0.1%となります
ご返済方法	毎月元金均等または元利均等割賦返済（元金返済据置期間は6ヵ月以内）とし、ご融資額の50%以内につき6ヵ月ごとの増額（ボーナス）返済併用も可能です。
担保・保証人	（一社）しんきん保証基金の保証をご利用いただきますので、担保・保証人は不要となります。
保証料	保証料はご融資金利に含みます。
ご返済試算額	毎月のご返済金額の試算は窓口でお申し出いただければ試算いたします。また、当金庫のホームページでも試算することができます。
遅延損害金	年18.25%
お申し込み時にご用意いただくもの	(1)運転免許証（表裏） ※運転免許証を取得していない方は次のいずれか ①個人番号カード（表のみ） ②パスポート ③顔写真付住民基本台帳カード（表裏） ④健康保険証 ⑤運転経歴証明書（表裏） ※お申込人が日本国籍以外の方は、上記のほか、さらに次のいずれか ①在留カード ②特別永住者証明書 ③外国人登録証明書 ④住民票抄本（在留資格の記載があるもの） (2)お申込み金額が100万円超の場合は、次のいずれか ①市区町村・税務署等の公的機関が発行した所得を証明する書類（所得証明書、住民税決定通知書、住民税納税通知書等） ②確定申告書の控（税務署・市区町村の文書收受印のあるもの、インターネット利用による申告の場合は受信通知を添付） ③源泉徴収票 ④年金振込通知書、年金額改定通知書、年金決定通知書、年金受取口座の通帳（前年1月～12月に振り込まれた年金額が確認できるもの） ※給与所得者で勤続年数が短く、公的所得証明書、源泉徴収票が取れない場合は給与明細書 (3)ご印鑑（ご返済用の普通預金口座をすでにお持ちの場合は、お届け印をお持ちください。）

	<p>(4)資金用途ごとに定める対象物件の全部事項証明書(申込日時点で発行日から3ヵ月以内のもの)^{*1}</p> <table border="1" data-bbox="475 161 1342 465"> <thead> <tr> <th>資金用途</th> <th>徴求対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>不動産の購入資金^{*2, 3}</td> <td>購入するすべての土地・建物</td> </tr> <tr> <td>新築資金、建て替え資金</td> <td>建築する建物の敷地となる土地</td> </tr> <tr> <td>リフォーム資金</td> <td>リフォーム対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>ローン(無担保)の借換え資金</td> <td>借換え対象となる建物</td> </tr> <tr> <td>住宅ローンの借換え資金</td> <td>借換え対象となるすべての土地・建物</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1. 「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可 ※2. 隣地購入、底地購入は、購入するすべての土地と自宅建物を徴求 ※3. 新築マンションは徴求不要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不動産の購入資金の場合は、売買契約書等 ・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳 ・支払済資金の場合は、領収書、通帳等 	資金用途	徴求対象物件	不動産の購入資金 ^{*2, 3}	購入するすべての土地・建物	新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地	リフォーム資金	リフォーム対象となる建物	ローン(無担保)の借換え資金	借換え対象となる建物	住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物
資金用途	徴求対象物件												
不動産の購入資金 ^{*2, 3}	購入するすべての土地・建物												
新築資金、建て替え資金	建築する建物の敷地となる土地												
リフォーム資金	リフォーム対象となる建物												
ローン(無担保)の借換え資金	借換え対象となる建物												
住宅ローンの借換え資金	借換え対象となるすべての土地・建物												
金利優遇サービス	<p>次の項目で2項目以上該当する方▲0.5%</p> <ol style="list-style-type: none"> ①当金庫の住宅ローンをご利用されている方 ②公共料金の口座振替を当金庫で行っている方、または変更された方(同居家族の方のご利用も対象) ③年金受取を当金庫で行っている方、または変更された方(同居家族の方のご利用も対象) ④給与振込を当金庫でご利用になっている方、または変更された方(お申込みご本人様に限る) ⑤カードローンを同時にお申込みの方、すでにご契約済みの方 ⑥四国VISAカードを同時にお申込みの方、すでにご契約済みの方 												
その他ご留意事項	<ol style="list-style-type: none"> (1)ご契約時に契約に伴う印紙代が必要となります。 (2)ご融資金は、原則としてご購入先へお振込によりお支払いいただきます。なお、お振込手数料についてはお客様負担となります。 (3)お申込みに際しては、当金庫および(一社)しんきん保証基金が与信取引上の判断のため、両者の加盟する個人信用情報機関および同機関が連携する個人信用情報機関にお客様の個人情報が登録される場合にはそれを利用するとともに、お客様の個人情報が当該情報機関に登録され、同機関および提携信用情報機関の加盟会員の与信取引上の判断のために利用されます。個人信用情報に関するくわしい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。 (4)審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 												
苦情処理措置 紛争解決措置	<ol style="list-style-type: none"> (1)苦情処理措置 <ol style="list-style-type: none"> ①本商品の苦情等は、当金庫の営業店またはコンプライアンス室(月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時30分、電話：0895-23-7000)にお申し出ください。 ②当金庫のほかに、(一社)全国信用金庫協会が運営する全国しんきん相談所(月～金【祝日、12月31日～1月3日を除く】9時～17時、電話：03-3517-5825)でもお申し出を受け付けています。 (2)紛争解決措置 												

	<p>①愛媛弁護士会紛争解決センター(電話：089-941-6279)で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記コンプライアンス室にお申し出ください。また、お客さまから、上記愛媛弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>②東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
--	---